

令和 7 年 2 月 26 日招集

令和 7 年第 1 回

十勝中部広域水道企業団議会（定例会）

十勝中部広域水道企業団議会事務局

目 次

議案第 1 号	令和 7 年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算 ．．．．． P 1
議案第 2 号	十勝中部広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について ．．．．． P 28
議案第 3 号	十勝中部広域水道企業団水道法施行条例等の一部改正について ．．．．． P 29

令和7年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算

令和7年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| (1) 用 水 供 給 先 | 帯広市、音更町、幕別町、芽室町、池田町、
中札内村、更別村 |
| (2) 年 間 送 水 量 | 15,007,000 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 送 水 量 | 41,115 m ³ |
| (4) 主 な 建 設 事 業 | なかとかち浄水場（池棟）耐震補強工事
場外施設動力制御盤更新工事 |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 用水供給事業収益	1,555,769 千円
第1項 営 業 収 益	1,254,757 千円
第2項 営 業 外 収 益	301,012 千円
支 出	
第1款 用水供給事業費用	1,673,858 千円
第1項 営 業 費 用	1,602,564 千円
第2項 営 業 外 費 用	68,294 千円
第3項 予 備 費	3,000 千円

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 603,826 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,332 千円、過年度分損益勘定留保資金 579,494 千円で補てんするものとする。）

収 入

第1款 資 本 的 収 入 39,132 千円

第1項 出 資 金 19,566 千円

第2項 国 庫 補 助 金 19,566 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 642,958 千円

第1項 建 設 改 良 費 277,731 千円

第2項 償 還 金 365,227 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
			千円		千円
資本的支出	建設改良費	場外施設動力制御 盤更新工事費	65,780	令和7年度 令和8年度	3,555 62,225

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 77,015 千円

(2) 交 際 費 40 千円

令和7年2月26日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

令和7年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 用 水 供 給 事 業 収 益			1,555,769	
	1. 営 業 収 益		1,254,757	
		1. 給 水 収 益	1,254,757	
	2. 営 業 外 収 益		301,012	
		1. 受 取 利 息	250	
		2. 他 会 計 負 担 金	7,502	
		3. 長 期 前 受 金 戻 入	290,290	
		4. 雑 収 益	2,970	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 用 水 供 給 事 業 費 用			1,673,858	
	1. 営 業 費 用		1,602,564	
		1. 議 会 及 び 監 査 費	3,747	
		2. 総 係 費	50,664	
		3. 原 水 及 び 浄 水 費	570,591	
		4. 減 価 償 却 費	974,268	
		5. 資 産 減 耗 費	3,294	
	2. 営 業 外 費 用		68,294	
		1. 支 払 利 息	16,600	
		2. 消費税及び地方消費税	51,688	
		3. 雑 支 出	6	
	3. 予 備 費		3,000	
		1. 予 備 費	3,000	

資本的收入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本的收入			39,132	
	1. 出 資 金		19,566	
		1. 出 資 金	19,566	
	2. 国庫補助金		19,566	
		1. 国 庫 補 助 金	19,566	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	予 定 額	備 考
1. 資本の支出			642,958	
	1. 建設改良費		277,731	
		1. 施 設 整 備 費	277,731	
	2. 償 還 金		365,227	
		1. 企 業 債 償 還 金	365,227	

令和7年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 131, 231
減価償却費	974, 268
賞与引当金の増減額（△は減少）	183
長期前受金戻入額	△ 290, 290
受取利息	△ 250
支払利息	16, 600
固定資産除却損	3, 294
未収金の増減額（△は増加）	△ 1, 146
未払金の増減額（△は減少）	△ 8, 303
預り金等の増減額（△は減少）	24
小計	563, 149
利息の受取額	250
利息の支払額	△ 16, 600
業務活動によるキャッシュ・フロー	546, 799

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 253, 366
国庫補助金等の受入	19, 566
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 233, 800

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

構成団体出資金（資本的収入）の受入	19, 566
建設改良費等の財源に充てるための 企業債の償還による支出	△ 365, 227
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 345, 661
資金増加額（又は減少額）	△ 32, 662
資金期首残高	798, 173
資金期末残高	765, 511

令和7年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地	125,622	
	ロ 建 物	3,678,962	
	減価償却累計額	<u>△ 2,842,355</u>	836,607
	ハ 構 築 物	25,517,705	
	減価償却累計額	<u>△ 14,808,871</u>	10,708,834
	ニ 機 械 及 び 装 置	6,962,815	
	減価償却累計額	<u>△ 5,206,985</u>	1,755,830
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	56,602	
	減価償却累計額	<u>△ 53,394</u>	3,208
	ヘ 建 設 仮 勘 定	61,302	
	有形固定資産合計		13,491,403
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 水 利 権	27	
	ロ ダ ム 使 用 権	7,898,899	
	ハ 電 話 加 入 権	<u>464</u>	
	無形固定資産合計		<u>7,899,390</u>
	固定資産合計		21,390,793
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金	765,511	
(2)	未 収 金	106,696	
(3)	貯 蔵 品	<u>15,052</u>	
	流動資産合計		<u>887,259</u>
	資 産 合 計		<u>22,278,052</u>

(単位：千円)

		債 務 の 部		
3		固 定 負 債	債 権	
(1)	イ	企 業 の 財 源 に 債 権 計 建 設 改 良 費 等 の 企 業 債 権 計 充 て る た め の 企 業 債 権 計 固 定 負 債 合 計	<u>1,333,732</u>	<u>1,333,732</u>
				1,333,732
4		流 動 負 債	債 権	
(1)	イ	企 業 の 財 源 に 債 権 計 建 設 改 良 費 等 の 企 業 債 権 計 充 て る た め の 企 業 債 権 計 企 業 債 権 計	<u>324,005</u>	324,005
(2)		未 払 当 引 金 計		31,017
(3)	イ	賞 与 当 引 金 計	<u>6,091</u>	6,091
(4)		預 り 保 証 金 計		342
(5)		流 動 負 債 合 計	<u>1,000</u>	1,000
				362,455
5		繰 延 収 入 金	益 金	
(1)	イ	長 期 前 補 助 債 権	金 金	
	ロ	工 庫 事 の 補 助 債 権	金 金	
	ハ	そ の 他 の 補 助 債 権	他 金	
		長 期 前 受 金 合 計	<u>16,052,911</u>	<u>16,413,916</u>
(2)	イ	長 期 前 受 金 合 計	359,922	
	ロ	工 庫 事 の 補 助 債 権	<u>1,083</u>	
	ハ	そ の 他 の 補 助 債 権	<u>△ 9,402,889</u>	
		長 期 前 受 金 合 計	<u>△ 109,217</u>	
		繰 延 収 入 金 合 計	<u>△ 1,029</u>	
		繰 延 収 入 金 合 計	<u>△ 9,513,135</u>	<u>6,900,781</u>
		負 債 合 計		8,596,968
		資 本 の 部		
6		資 本	金	16,550,083
7		剰 余 金	金 金	
(1)	イ	資 本 庫 他 資 本 剰 余 金 計	<u>34,902</u>	
	ロ	そ の 他 の 資 本 剰 余 金 計	<u>2,252</u>	
(2)	イ	資 本 庫 他 資 本 剰 余 金 計		37,154
	ロ	そ の 他 の 資 本 剰 余 金 計	<u>2,906,153</u>	<u>2,906,153</u>
	ハ	資 本 庫 他 資 本 剰 余 金 計		<u>△ 2,868,999</u>
		資 本 合 計		<u>13,681,084</u>
		負 債 資 本 合 計		<u>22,278,052</u>

令和6年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定損益計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	営	業	収	益												
	(1)	給	水	収	益	<u>1,121,879</u>	1,121,879									
2	営	業	費	用												
	(1)	議	会	及	び	監	査	費	3,447							
	(2)	総		係			費	49,404								
	(3)	原	水	及	び	浄	水	費	418,496							
	(4)	減	価				却	費	957,043							
	(5)	資	産	減			耗	費	<u>146</u>	<u>1,428,536</u>						
		営	業	損			失			306,657						
3	営	業	外	収	益											
	(1)	受		取			利	息	3							
	(2)	他	会	計	負		担	金	6,314							
	(3)	長	期	前	受		金	戻	入	289,351						
	(4)	雑					収	益	<u>2,356</u>	298,024						
4	営	業	外	費	用											
	(1)	支		払			利	息	19,355							
	(2)	雑					支	出	<u>1</u>	<u>19,356</u>	278,668					
5	予			備			費									
	(1)	予					備	費	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>					
		経		常			損	失			30,989					
		当	年	度	純		損	失			30,989					
		前	年	度	繰		越	欠	損	金	2,743,933					
		そ	の	他	未	処	分	利	益	剰	余	金	変	動	額	<u>0</u>
		当	年	度	未	処	理	欠	損	金		<u>2,774,922</u>				

令和6年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1	固 定 資 産		
(1)	有 形 固 定 資 産		
	イ 土 地	125,622	
	ロ 建 物	3,678,962	
	減価償却累計額	<u>△ 2,773,909</u>	905,053
	ハ 構 築 物	25,472,097	
	減価償却累計額	<u>△ 14,334,351</u>	11,137,746
	ニ 機 械 及 び 装 置	6,845,350	
	減価償却累計額	<u>△ 5,146,472</u>	1,698,878
	ホ 工 具 器 具 及 び 備 品	56,602	
	減価償却累計額	<u>△ 53,355</u>	3,247
	ヘ 建 設 仮 勘 定	<u>36,827</u>	
	有形固定資産合計		13,907,373
(2)	無 形 固 定 資 産		
	イ 水 利 権	27	
	ロ ダ ム 使 用 権	8,207,070	
	ハ 電 話 加 入 権	<u>464</u>	
	無形固定資産合計		<u>8,207,561</u>
	固 定 資 産 合 計		22,114,934
2	流 動 資 産		
(1)	現 金 預 金	798,173	
(2)	未 収 金	105,550	
(3)	貯 蔵 品	<u>15,052</u>	
	流 動 資 産 合 計		<u>918,775</u>
	資 産 合 計		<u>23,033,709</u>

(単位：千円)

				債 務 の 部		
3		固 定 負 債	債 務			
(1)	イ	企 業 の 財 源 に 債 務 に 計 入 した 建設 改善 費 等 の ため の 負 債 合 計		<u>1,657,737</u>	<u>1,657,737</u>	1,657,737
4		流 動 負 債	債 務			
(1)	イ	企 業 の 財 源 に 債 務 に 計 入 した 建設 改善 費 等 の ため の 負 債 合 計		<u>365,227</u>	365,227	
(2)		企 業 未 引 当 金	金 計		39,281	
(3)	イ	賞 与 引 当 金	金 計	<u>5,892</u>	5,892	
(4)		預 り 負 債	証 合 計		318	
(5)		流 動 負 債	証 合 計		<u>1,000</u>	411,718
5		繰 上 前 受 金	益 金			
(1)	イ	繰 上 前 受 金	金 計	16,049,468		
	ロ	繰 上 前 受 金	金 計	359,922		
	ハ	繰 上 前 受 金	金 計	<u>1,083</u>		
(2)	イ	繰 上 前 受 金	金 計		16,410,473	
	ロ	繰 上 前 受 金	金 計	△ 9,135,955		
	ハ	繰 上 前 受 金	金 計	△ 101,984		
		繰 上 前 受 金	金 計	<u>△ 1,029</u>		
		繰 上 前 受 金	金 計		<u>△ 9,238,968</u>	7,171,505
		繰 上 前 受 金	金 計			9,240,960
6		資 本	金			16,530,517
7		資 本	金			
(1)	イ	資 本	金 計	34,902		
	ロ	資 本	金 計	<u>2,252</u>		
(2)	イ	資 本	金 計		37,151	
		資 本	金 計	<u>2,774,922</u>	<u>2,774,922</u>	△ 2,737,768
		資 本	金 計			13,792,749
		資 本	金 計			<u>23,033,709</u>

注 記 表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 : 先入先出法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法・・・定額法

(イ) 主な耐用年数

建物	:	5～38 年
構築物	:	7～75 年
機械及び装置	:	6～20 年
工具器具及び備品	:	2～15 年

イ 無形固定資産（リース資産を除く。）

(ア) 減価償却の方法・・・定額法

(イ) 主な耐用年数

水利権	:	20 年
ダム使用権	:	55 年

(3) 引当金の計上方法

ア 退職給付引当金

当企業団の職員は、構成団体からの派遣職員のみであり、職員の退職手当については、地方自治法第252条の17第2項の規定に基づき、派遣元での支給となることから、退職給付引当金は計上していない。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(4) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書等関連

(1) 重要な非資金取引

当事業年度において、重要な非資金取引は予定していない。

3 その他の注記

(1) 引当金の取崩し

当事業年度において、6月分の期末・勤勉手当及び法定福利費を支給するため、賞与引当金5,892千円を使用する予定である。

令和 7 年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算明細書

令和7年度十勝中部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算事項別明細書

収 益 の 収 入

款 項 目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 用水供給事業収益	千円 1,555,769	千円 1,532,952	千円 22,817		千円	千円
1. 営 業 収 益	1,254,757	1,234,066	20,691			
1. 給 水 収 益	1,254,757	1,234,066	20,691	用 水 供 給 料 金	1,254,757	用水供給料金 基本料金 従量料金 消費税及び地方消費税
						1,254,757 576,078 564,611 114,068
2. 営 業 外 収 益	301,012	298,886	2,126			
1. 受 取 利 息	250	3	247	預 金 利 息	250	預金利息 250
2. 他 会 計 負 担 金	7,502	6,944	558	構 成 団 体 負 担 金	7,502	構成団体負担金 施設動力費負担金 水質検査負担金
						7,502 5,350 2,152
3. 長 期 前 受 金 戻 入	290,290	289,351	939	工 事 補 償 金	7,233	工事補償金 工事補償金(減価償却分)
				補 助 金	283,057	補助金 国庫補助金(減価償却分) 国庫補助金(除却分)
						7,233 283,057 282,251 806
4. 雑 収 益	2,970	2,588	382	そ の 他 雑 収 益	2,970	その他雑収益 行政資産使用料等 マイクロ水力発電事業売電還元金 札内川頭首工維持管理経費負担金 労働保険料 有価物売却
						82 1,120 1,364 26 378

収 益 的 支 出

款 項 目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 用水供給事業費用	千円 1,673,858	千円 1,544,552	千円 129,306		千円	千円
1. 営 業 費 用	1,602,564	1,468,493	134,071			
1. 議 会 及 び 監 査 費	3,747	3,454	293	報 酬	312	企業団議会及び監査に要する経費 3,747
				旅 費	18	企業団議会に要する経費 342
				備 消 耗 品 費	40	企業団監査に要する経費 3,405
				負 担 金	3,377	
2. 総 係 費	50,664	50,300	364	報 酬	136	企業団運営に要する経費 50,664
				給 料	20,493	事業運営に要する総括的経費 9,334
				手 当	10,746	関係職員給与費（4人） 39,551
				賞与引当金繰入額	3,427	会計年度任用職員給与費（1人） 1,779
				法 定 福 利 費	6,664	
				厚 生 福 利 費	30	
				旅 費	644	
				被 服 費	43	
				備 消 耗 品 費	511	
				光 熱 水 費	30	
				通 信 運 搬 費	544	
				委 託 料	1,026	
				手 数 料	122	
				賃 借 料	5,539	
				修 繕 費	100	
				負 担 金	569	
				交 際 費	40	

款 項 目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3. 原水及び浄水費	千円 570,591	千円 457,550	千円 113,041	給 料	千円 12,363	原水及び浄水に要する経費 570,591
				手 当	6,866	原水及び浄水施設等の維持管理に要する経費 437,592
				賞与引当金繰入額	1,855	(うち債務負担解消分 159,262)
				法 定 福 利 費	4,023	水質検査に要する経費 18,561
				旅 費	423	札内川ダム維持管理負担金 89,331
				被 服 費	43	関係職員給与費(2人) 21,526
				備 消 耗 品 費	3,109	会計年度任用職員給与費(1人) 3,581
				燃 料 費	11,549	
				通 信 運 搬 費	12,991	
				委 託 料	210,264	
				手 数 料	13,367	
				賃 借 料	11,193	
				修 繕 費	151,881	
				動 力 費	24,081	
				薬 品 費	10,744	
				材 料 費	168	
				負 担 金	93,110	
				保 険 料	2,561	
4. 減 価 償 却 費	974,268	957,043	17,225	有 形 固 定 資 産	666,097	有形固定資産減価償却費 666,097
				減 価 償 却 費		
				無 形 固 定 資 産	308,171	無形固定資産減価償却費 308,171
				減 価 償 却 費		
5. 資 産 減 耗 費	3,294	146	3,148	固 定 資 産 除 却 費	3,294	固定資産除却費 3,294

款 項 目		本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較	節		説 明
					区 分	金 額	
		千円	千円	千円		千円	千円
	2. 営 業 外 費 用	68,294	73,059	△ 4,765			
	1. 支 払 利 息	16,600	19,355	△ 2,755	企 業 債 利 息	15,600	企業債償還利息 15,600
					一 時 借 入 金 利 息	1,000	一時借入金利息 1,000
	2. 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	51,688	53,703	△ 2,015	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	51,688	消費税及び地方消費税 51,688
	3. 雑 支 出	6	1	5	そ の 他 雑 支 出	6	その他雑支出 6
	3. 予 備 費	3,000	3,000				
	1. 予 備 費	3,000	3,000		予 備 費	3,000	予備費 3,000

資 本 的 収 入

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
	予 定 額	予 定 額		区 分	金 額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1. 資 本 的 収 入	39,132	320,998	△ 281,866			
1. 出 資 金	19,566	26,170	△ 6,604			
1. 出 資 金	19,566	26,170	△ 6,604	構成団体繰出金	19,566	生活基盤施設耐震化繰出金 19,566
						帯 広 市 音 更 町 幕 別 町 芽 室 町 池 田 町 中 札 内 村 更 別 村 計
						14,037 1,180 1,688 1,106 1,016 328 211 19,566
2. 国 庫 補 助 金	19,566	19,628	△ 62			
1. 国 庫 補 助 金	19,566	19,628	△ 62	国 庫 補 助 金	19,566	水道施設整備費国庫補助金 19,566
○ 企 業 債	0	275,200	△ 275,200			
○ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	0	275,200	△ 275,200	建設改良費等の財源に充てるための企業債	0	0

資 本 的 支 出

款 項 目	本 年 度 予 定 額	前 年 度 予 定 額	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出	千円 642,958	千円 757,500	千円 △ 114,542		千円	千円
1. 建 設 改 良 費	277,731	338,686	△ 60,955			
1. 施 設 整 備 費	277,731	338,686	△ 60,955	給 料 手 当 法 定 福 利 費 委 託 料 工 事 請 負 費	4,803 3,564 1,763 31,226 236,375	施設整備に要する経費 277,731 整備事業に要する経費 267,601 （うちなかとかち浄水場薬品注入棟耐震工事実施設計委託に要する経費 16,706） （うちなかとかち浄水場照明設備更新実施設計委託に要する経費 14,520） （うちなかとかち浄水場（池棟）耐震補強工事に要する経費 41,992） （うち電磁流量計更新工事に要する経費 38,841） （うち場外施設動力制御盤更新工事に要する経費 139,425） （うち場外施設動力制御盤更新工事に要する経費 3,555） （うちなかとかち浄水場PAC送液ポンプ更新工事に要する経費 6,556） （うちなかとかち浄水場次亜塩素波ポンプ更新工事に要する経費 6,006） 関係職員給与費（1人） 10,130
2. 償 還 金	365,227	418,814	△ 53,587			
1. 企 業 債 償 還 金	365,227	418,814	△ 53,587	企 業 債 償 還 金	365,227	企業債償還元金 365,227

令和7年度十勝中部広域水道企業団
水道用水供給事業会計給与費明細書

1 特別職（損益勘定支弁）

区 分	職員数	給 与 費						法定福利費	退職給付費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当	寒冷地手当	児童手当	計			
本年度	議員	14	273				273			273
	監査委員	2	39				39			39
	その他	8	136				136			136
	計	24	448				448			448
前年度	議員	14	271				271			271
	監査委員	2	39				39			39
	その他	8	136				136			136
	計	24	446				446			446
比 較	議員		2				2			2
	監査委員									
	その他									
	計		2				2			2

2 一般職

(1) 総括

区 分		職員数	給 与 費				法定福利費 (B)	合 計 (A+B)	退職給付費	総 計
			報酬	給料	職員手当	計 (A)				
本年度	損益勘定 支弁職員	(2) 人 6	千円	千円 32,856	千円 21,960	千円 54,816	千円 11,621	千円 66,437	千円	千円 66,437
	資本勘定 支弁職員	() 1		4,803	3,564	8,367	1,763	10,130		10,130
	計	(2) 7		37,659	25,524	63,183	13,384	76,567		76,567
前年度	損益勘定 支弁職員	(3) 6		31,190	23,083	54,273	11,398	65,671		65,671
	資本勘定 支弁職員	() 1		4,752	3,734	8,486	1,799	10,285		10,285
	計	(3) 7		35,942	26,817	62,759	13,197	75,956		75,956
比 較	損益勘定 支弁職員	△1		1,666	△ 1,123	543	223	766		766
	資本勘定 支弁職員	()		51	△ 170	△ 119	△ 36	△ 155		△ 155
	計	△1		1,717	△ 1,293	424	187	611		611

※ () はパートタイム会計年度任用職員数の合計 (外書き)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	特殊勤務 手 当
	本年度	千円 1,248	千円 1,266	千円 8,691	千円 7,604	千円 948	千円 1,622	千円 2,003	千円
	前年度	2,310	1,668	8,367	7,169	924	1,582	2,035	
	比 較	△ 1,062	△ 402	324	435	24	40	△ 32	
	区 分	夜間勤務 手 当	通勤手当	休日勤務 手 当	義務教育等 教員特別手当	地域手当	単身赴任 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	児童手当
	本年度	千円	千円 877	千円 185	千円	千円	千円	千円	千円 1,080
	前年度		883	199					1,680
	比 較		△ 6	△ 14					△ 600

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数	給 与 費				法定福利費 (B)	合 計 (A+B)	退職給付費	総 計
			報酬	給料	職員手当	計 (A)				
本年度	損益勘定 支弁職員	6		29,697	20,568	50,265	10,812	61,077		61,077
	資本勘定 支弁職員	1		4,803	3,564	8,367	1,763	10,130		10,130
	計	7		34,500	24,132	58,632	12,575	71,207		71,207
前年度	損益勘定 支弁職員	6		28,162	21,818	49,980	10,714	60,694		60,694
	資本勘定 支弁職員	1		4,752	3,734	8,486	1,799	10,285		10,285
	計	7		32,914	25,552	58,466	12,513	70,979		70,979
比 較	損益勘定 支弁職員			1,535	△ 1,250	285	98	383		383
	資本勘定 支弁職員			51	△ 170	△ 119	△ 36	△ 155		△ 155
	計			1,586	△ 1,420	166	62	228		228

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	特殊勤務 手 当
	本年度	1,248	1,266	8,032	7,050	948	1,622	1,947	
	前年度	2,310	1,668	7,779	6,677	924	1,582	1,987	
	比 較	△ 1,062	△ 402	253	373	24	40	△ 40	
	区 分	夜間勤務 手 当	通勤手当	休日勤務 手 当	義務教育等 教員特別手当	地域手当	単身赴任 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	児童手当
	本年度		754	185					1,080
	前年度		746	199					1,680
	比 較		8	△ 14					△ 600

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数	給 与 費				法定福利費 (B)	合 計 (A+B)	退職給付費	総 計
			報酬	給料	職員手当	計 (A)				
本年度	損益勘定 支弁職員	(2) 人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				3,159	1,392	4,551	809	5,360		5,360
	資本勘定 支弁職員	()								
前年度	計	(2)		3,159	1,392	4,551	809	5,360		5,360
	損益勘定 支弁職員	(3)		3,028	1,265	4,293	684	4,977		4,977
	資本勘定 支弁職員	()								
比 較	計	(3)		3,028	1,265	4,293	684	4,977		4,977
	損益勘定 支弁職員	(△ 1)		131	127	258	125	383		383
	資本勘定 支弁職員	()								
比 較	計	(△ 1)		131	127	258	125	383		383

※ () はパートタイム会計年度任用職員数(外書き)

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	住居手当	期末手当	勤勉手当	寒冷地手当	管理職手当	時間外勤務 手 当	特殊勤務 手 当
	本年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
				659	554			56	
	前年度			588	492			48	
	比 較			71	62			8	
	区 分	夜間勤務 手 当	通勤手当	休日勤務 手 当	義務教育等 教員特別手当	地域手当	単身赴任 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	児童手当
	本年度	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			123						
比 較	前年度		137						
			△ 14						

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	千円 1,586	給与改定に伴う増減分	千円 431	千円	給与改定の状況 給与改定率 主たる構成団体の一般会計 3.350% 実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分	6		
		その他の増減分	1,149		職員の異動等に係る増減分
職員手当	△ 1,420	制度改正に伴う増減分	174	期末手当 111 勤勉手当 63	期末手当の年間支給月数の引上げ 2.450月→2.500月 勤勉手当の年間支給月数の引上げ 2.050月→2.100月
		その他の増減分	△ 1,594		職員の異動等に係る増減分

(3) 給料及び職員手当の状況（会計年度任用職員以外の職員分）

ア 職員1人当たり給与（平均給与月額には12月の実績に係る手当も含む）

区 分		一般行政職等
令和7年 1月1日現在	平均給料月額	371,486円
	平均給与月額	396,491円
	平均年齢	48歳11月
令和6年 1月1日現在	平均給料月額	367,043円
	平均給与月額	393,509円
	平均年齢	47歳11月

イ 初任給

区 分		一般行政職等
一般行政職等	大学卒	220,000円
	短大卒	204,400
	高校卒	188,000
主たる構成団体の一般会計の制度における一般行政職等	大学卒	220,000
	短大卒	204,400
	高校卒	188,000

ウ 級別職員数

区 分	級	一般行政職等	
		職員数	うち 一般行政職
令和7年 1月1日 現在		人	人
	1級		
	2級		
	3級	2	
	4級	3	
	5級		
	6級	1	
	7級		
	8級	1	
	計	7	
令和6年 1月1日 現在		人	人
	1級		
	2級		
	3級	2	
	4級	3	
	5級		
	6級	1	
	7級		
	8級	1	
	計	7	

（級別の標準的な職務内容）

区 分	1級	2級	3級	4級
一般行政職等	係 員	主任補	主 任	係 長
	5級	6級	7級	8級
	課長補佐	課 長	局次長	局 長

エ 昇給

昇給

区 分		合 計	代表的な職種 一般行政職等	
本年度	職員数(A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数(B) (人)	5	5	
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	5	5
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
	比率(B) / (A) (%)	71.4	71.4	
前年度	職員数(A) (人)	7	7	
	昇給に係る職員数(B) (人)	5	5	
	号給数別内訳	2号給 (人)		
		4号給 (人)	5	5
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
		号給 (人)		
	比率(B) / (A) (%)	71.4	71.4	

オ 期末・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
本 年 度	2.300	2.300	4.60	あり	
前 年 度	2.250	2.250	4.50	あり	
主たる構成団体の 一般会計の制度	2.300	2.300	4.60	あり	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20 年 勤続の者	25 年 勤続の者	35 年 勤続の者	最高限度	その他の加算措置等	備 考
支給率等	月分 —	月分 —	月分 —	月分 —	—	派遣職員
主たる構成団体の 一般会計の制度 との異同	24. 586875	33. 27075	47. 70900	47. 70900	定年前早期退職特例措置 [2%～20%加算]	

キ その他の手当

区 分	主たる構成団体の一般 会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	一 部 異 な る	通勤距離の区分の上限 主たる構成団体の一般会計 十勝中部広域水道企業団 片道30キロメートル以上 片道60キロメートル以上

継続費に関する調書

(単位 千円)

款	項	事業名	全 体 計 画				前年度末までの支払義務発生(見込)額	当該年度当支払義務発生予定額	当該年度末までの支払義務発生予定額	翌年度以降の支払義務発生予定額	継続費の総額に対する率
			年度	年割額	左の財源内訳 企業債	損益勘定 留保資金					
資本的支出	建設改良費	令和6年度 場外施設動力制御盤 更新工事費	令6	7,425	7,400	25	7,425		7,425		5.1
			令7	139,425		139,425		139,425	139,425		94.9
			計	146,850	7,400	139,450	7,425	139,425	146,850		100.0
資本的支出	建設改良費	令和7年度 場外施設動力制御盤 更新工事費	令7	3,555		3,555		3,555	3,555		5.4
			令8	62,225		62,225				62,225	94.6
			計	65,780		65,780		3,555	3,555	62,225	100.0

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

(単位:千円)

議決年月日	事 項	限 度 額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当 該 年 度 支 払 義 務 発 生 予 定 額	左の財源内訳	翌年度以降の支払 義務発生予定額		左の財源内訳
			期 間	金 額	金 額	用水供給料金	期 間	金 額	用水供給料金
令2. 11. 27	用水供給施設 運転管理委託業務	792, 900	令3~令6 4	615, 126	159, 262	159, 262			

議案第2号

十勝中部広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

十勝中部広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月26日提出

十勝中部広域水道企業団

企業長 米 沢 則 寿

十勝中部広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

十勝中部広域水道企業団会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年
条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当及び退職手当」を「期末手当、勤勉手当及び退職手当」に、
「夜間勤務手当及び期末手当」を「夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（説 明）

会計年度任用職員の給与の種類について、勤勉手当を加えるため条例の一部改正を行う
ものである。

議案第3号

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例等の一部改正について
十勝中部広域水道企業団水道法施行条例等の一部を次のように改正する。

令和7年2月26日提出

十勝中部広域水道企業団
企業長 米 沢 則 寿

十勝中部広域水道企業団水道法施行条例等の一部を改正する条例
(十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部改正)

第1条 十勝中部広域水道企業団水道法施行条例(平成25年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を「又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この項において「水道等」という。)」に改め、「者」の次に「(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第2号中「の土木工学科又はこれ」を「又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「者」の次に「(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第3号中「前期課程を含む。）」又は高等専門学校」を「前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に改め、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を、「5年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同項第8号中「1年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「最低経験年数以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)」を加え、同号を同項第9号とし、

同項第6号中「基づく」を「よる」に、「終了」を「修了」に、「第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年以上」を「第1号に規定する学校の卒業者にあっては2年以上」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に、「有する者」の次に「（第1号に規定する学校の卒業者にあっては1年以上、第2号に規定する学校の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号中「10年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号中「又は中等教育学校」を「若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において「高等学校等」という。）」に改め、「7年以上水道」の次に「等」を、「者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第3条第1項に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校の卒業者にあっては3年以上、同項第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者）にあっては5年以上、同項第5号に規定する学校の卒業者にあっては7年以上

上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「学校教育法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「同法による専門職大学の前期課程」を「専門職大学前期課程」に、「修了した者」を「修了者」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第4号中「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業した」の次に「後」を加え、「学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）」を「専門職大学前期課程」に、「含む。）後」を「含む。）」に、「専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。」を「専門職大学前期課程にあっては、修了者」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改め、同項第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、「卒業者の次に「（専門職大学前期課程にあっては、修了者）」を加え、同項第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、「（以下「登録講習」という。）」を削り、同項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 十勝中部広域水道企業団水道法施行条例の一部を改正する条例（平成31年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「改正後の」を削り、「第3条第8号」を「第3条第1項第10号及び第4条第1項第7号の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の十勝中部広域水道企業団水道法施行条例第4条第1項第6号に規定する講習の課程を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

(説 明)

水道法施行令等の一部改正に伴い、布設工事監督者の資格に水道以外（工業用水道、下水道、道路又は河川）の実務経験を加えるほか、所用の整備をするため、条例の一部を改正しようとするものである。